

諮問日：平成28年5月16日（平成28年度（最情）諮問第5号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（最情）答申第24号）

件名：裁判に密接に関連する文書の内閣総理大臣への移管方法について，最高裁判所が内閣府との間で取り交わした文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「事件記録に該当しないものの，裁判に密接に関連する文書の内閣総理大臣への移管方法について，最高裁が内閣府との間で取り交わした文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成28年4月13日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

最高裁判所事務総局総務局が作成した「情報公開に関する運用要領」（平成17年12月27日版）によれば，「個々の事件処理に関する情報又はこれらの情報が記録された媒体」だけが「裁判情報」として開示の対象にならないとしているから，裁判に密接に関連する事項について，裁判官等が申合せを行った結果を記載し，裁判所の裁判部において管理している文書等は，個々の事件処理に関するものではない点で「裁判情報」に該当しないから，「司法行政文

書」に該当していたといえる。また、上記の文書は、司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要事項に係る司法行政文書に該当する場合があるといえるから、最高裁判所は、上記文書の移管方法についても、当然、内閣府と協議をしていたといえる。したがって、本件開示申出文書は存在するといえる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、次のとおりである。

- 1 裁判所は、公文書等の管理に関する法律附則4条の規定による改正前の国立公文書館法15条1項の規定に基づき、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講じ、その措置として、内閣総理大臣に対して裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管している。

上記「歴史資料として重要な公文書等」については、平成21年8月5日付け内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」及び平成25年6月14日付け内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局秘書課長・同総務局長申合せ「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ）の実施について」（以下「本件各申合せ」という。）によって申合せがされ、最高裁判所は、本件各申合せに係る文書を保有している。裁判所から内閣総理大臣に移管する「歴史資料として重要な公文書等」の範囲は、本件各申合せにより、歴史資料として重要な判決書等の裁判文書並びに裁判所の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定及びその意思決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程が記録された司法行政文書であるとされている。

本件開示申出書記載の「事件記録に該当しないものの、裁判に密接に関連する文書」とは、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行っ

た結果を記載し、裁判所の裁判部において管理している文書等を意味するものと理解されるが、そのような文書は、上記記載の「歴史資料として重要な公文書等」に当たらないので、本件各申合せは本件開示申出文書ではない。また、その他の文書の移管方法について、最高裁判所と内閣府との間で取り交わした文書は存在せず、したがって、「事件記録に該当しないものの、裁判に密接に関連する文書」の移管方法に係る文書も存在しない。

2 したがって、本件開示申出文書は、作成又は取得していないから、原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年5月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月1日 審議
- ⑤ 同年7月11日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書は、事件記録に該当しないものの裁判に密接に関連する文書の国立公文書館への移管方法について、最高裁判所が内閣府との間で取り交わした文書をいうものである。最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないと説明しているから、その存否について検討する。

2 最高裁判所は、公文書等の管理に関する法律附則4条の規定による改正前の国立公文書館法15条1項の規定に基づき、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、内閣総理大臣に対して裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管している。上記協議に係る文書としては、本件各申合せが存在するところ、本件各申合せによれば、移管すべき歴史資料として重要な公文書等とは、歴史資料として重要な判決書等の裁判文書並びに裁判所の過去の主要

な活動を跡づけるために必要な、司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定及びその意思決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程が記録された司法行政文書とされている。これに対し、本件開示申出文書は、事件記録に該当しないものの裁判に密接に関連する文書の国立公文書館への移管方法について、最高裁判所が内閣府との間で取り交わした文書であるところ、これが上記の歴史資料として重要な公文書等に該当しないことは明らかであるから、本件各申合せは、本件開示申出文書に当たらないことは明らかである。

また、事件記録に該当しないものの裁判に密接に関連する文書とは、最高裁判所事務総長が説明するとおり、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載し、裁判所の裁判部において管理している文書等をいうものと解されるどころ、そのような文書を内閣総理大臣に移管することについて取り交わした文書が本件各申合せとは別に存在することをうかがわせるような事情は何ら見当たらない。

この点について、苦情申出人は、事件記録に該当しないものの裁判に密接に関連する文書は少なくとも司法行政文書に該当することがあるとして、その移管に関する文書が存在すると主張するようであるが、事件記録に該当しないものの裁判に密接に関連する文書は、司法行政事務に関する文書ではないのであるから、司法行政文書に該当しないことは明らかであって、上記主張は採用の限りでない。

したがって、本件開示申出文書は存在しないものと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委        員            久   保            潔

委        員            門   口   正   人